

平成 29 年 2 月 7 日

第 2 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 2 号

平成 29 年 第 2 回 定例会

日時：平成 29 年 2 月 7 日（火）午後 2 時

場所：教育委員会室

「出席」	教 育 長	南 新 平
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	田 嶋 幸 三
	委 員	坪 井 節 子

「説明のために出席した教育局職員」	教育推進部長	久 住 智 治
	教育総務課長	山 崎 克 己
	学 務 課 長	竹 田 弘 一
	教育推進部副参事	川 西 宏 幸
	教育指導課長	植 村 洋 司
	児童青少年課長	矢 島 孝 幸
	教育センター所長	安 藤 彰 啓
	真砂中央図書館長	齋 藤 勝 美

「書記」	庶 務 係 長	木 内 実三男
	庶 務 係 主 査	大 川 育 子

平成 2 9 年

第 2 回教育委員会定例会

平成 2 9 年 2 月 7 日（火）午後 2 時

場 所 教育委員会室

議事録署名人 清水俊明委員

第 1 議事録の承認

議事録第 1 2 号（平成 2 8 年第 1 2 回定例会）

議事録第 1 号（平成 2 9 年第 1 回定例会）

第 2 議案の審議

第 5 号議案 文京区指定文化財の指定について

第 6 号議案 平成 2 8 年度学校保健・学校給食に関する表彰について

第 7 号議案 文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

第 8 号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

第 9 号議案 文京区立図書館館則の一部を改正する規則

第 3 報告事項

(1) 平成 2 9 年度文京区教育委員会主要施策について (資料第 1 号)

(2) 平成 2 9 年度学校(園)給食調理業務の委託事業者について (資料第 2 号)

(3) 平成 2 8 年度文京区教育研究奨励費受給者の決定について (資料第 3 号)

(4) 学校運営協議会設置校の指定について (資料第 4 号)

第 4 その他の事項

《参考資料》事業（行事）実施状況及び各施設の利用状況等

「開 会」

○南教育長 それでは、第2回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

(14:00)

○南教育長 出席状況から確認させていただきます。委員は、小川委員が欠席です。理事者は全員出席です。

「議事録署名人」

○南教育長 本日の議事録署名人でございますが、清水委員にお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第12号（平成28年第12回定例会）

議事録第1号（平成29年第1回定例会）

○南教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。第1、議事録の承認です。議事録第12号（平成28年第12回定例会）と、議事録第1号（平成29年第1回定例会）がお手元にあるかと思っております。事前にご確認いただいておりますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

第2 議案の審議

第5号議案 文京区指定文化財の指定について

○南教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は5件ございます。

第5号議案「文京区指定文化財の指定について」です。この件について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第5号議案、文京区指定文化財の指定につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案は、文京区文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、「村川家住宅」を文京区指定文化財に指定することをお諮りするものでございます。

「村川家住宅」につきましては、平成 28 年 6 月に教育委員会から文京区文化財保護審議会に諮問し、同審議会において、文化財的価値等について詳細な調査と審議を行い、本年 1 月 27 日付で、区指定文化財に指定するよう別紙 1 のとおり建議を受けたものでございます。

それでは、「村川家住宅」の概要につきまして、ご説明いたします。1 ページをご覧ください。

指定名称は、「村川家住宅付（つれたり）建築関係書類」。員数は、5 棟・2 基付（つれたり）建築関係資料 24 点です。所有者は、村川賢司さん、夏子さん。所在地は、文京区目白台 3 丁目 1 8 番 9 号でございます。

指定の理由といたしましては、明治後期から昭和戦前にかけて建設された中規模の和洋折衷住宅であること。施主は、熊本藩士の系譜を引く西洋史学者の村川堅固で、各棟の建築年代及び施工者が判明していること。和風住宅に西洋館を付属させた近代化された中小規模住宅の典型例で、中廊下形住宅様式の最も古い現存遺構の 1 つであると言えるため、わが国の住宅の近代化の過程における中小規模の住宅形式を示す極めて貴重な事例であることが挙げられます。

また、建設時の測量図や設計図のほか、証書や仕様書、明細書などの関係資料 24 点が残されているので、着工から完成までの動きや住生活の変化を追うことができます。これは、建築史のみならず近代以降の我が国の都市中流知識層の生活様式の変化をうかがうことができ、貴重な文化財であると言えます。

以上により、文京区文化財指定基準にある区指定有形文化財「一 建造物」のうち、「イ 歴史的又は学術的価値の高いもの」に該当するものとなります。

なお、指定の告示日は、平成 29 年 3 月 1 日にいたしたく存じます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○清水委員 大変立派な建物ですけれども、こういった場合、耐震に関する規定というのは何かございますでしょうか。

○教育総務課長 耐震については、文化財に指定されて、一般的な建造物の規定は適用されないのですが、古い建物の専門の建築家の方に見ていただいて、一定強度を保てるような補修というのは今後あるのかなとは思っております。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

議案第6号 平成28年度学校保健・学校給食に関する表彰について

○南教育長 続きまして、第6号議案「平成28年度学校保健・学校給食に関する表彰について」です。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第6号議案、平成28年度学校保健・学校給食に関する表彰につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページをご覧ください。1の健康努力児童・生徒表彰候補者ですが、小学6年生、中学3年生を対象として、小学校41人、中学校23人の計64人でございます。表彰審査会を1月26日に開催し、候補者として選定いたしました。

3ページ、4ページに、学校名、候補者氏名を記載しております。

次に、2の学校保健優良校表彰でございます。表彰候補校は、小学校2校で、千駄木小学校、本郷小学校です。中学校は1校で第十中学校でございます。同じく表彰審査会を1月26日に開催し、候補校として選定いたしました。

次に、3の学校給食優良校表彰です。表彰候補校は、小学校は本郷小学校、中学校は文林中学校です。これも同じく表彰審査会を1月17日に開催し、候補校として選定いたしました。

5ページ以下は、表彰要領等を添付しております。

なお、表彰につきましては、3月2日開催の平成28年度文京区学校保健・給食大会で行う予定でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○清水委員 こういうのは、都のレベルとか全国レベルでの表彰というのものあるんでしょうか。

○学務課長 健康努力児童については、以前は全国レベルでやっていたところですが、昭和53年に昔のいわゆる健康優良児が廃止になったということがありまして、これについては、文京区レベルでこういう形で表彰させていただいておりますので、全国レベルでは今はございません。

○坪井委員 男女比ですが、ほとんど同人数になっている。これは男子1名、女子1名みたいな選び方ですか。

○学務課長 特に男子、女子という区分けはしておりませんで、各学校のほうから推薦をいただい

て、審査会のほうでこれが適当と認めて、こういう形でご提案させていただいております。当然男女同数ではなくて、近い数字とはなっておりますけれども、男女必ず半々にしなければいけないとか、そういう規定は特にございませぬ。

○南教育長 そのほかございますでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第7号議案 文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

○南教育長 続きまして、第7号議案「文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」です。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第7号議案、文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、児童福祉法の改正に伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

第2条第1項第3号中、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改めます。

この条例の施行期日は、平成29年4月1日でございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 この使用施行規則の全体がわからないので、情緒障害児短期治療施設と幼稚園がどういう関係であったのかを、ちょっと教えていただけますか。名前が児童心理治療施設になることによって、幼稚園の中にその施設ができるのか、幼稚園が使用しているのかというところだけ教えてください。

○学務課長 こちらにつきましては、いわゆる多子世帯に対する幼稚園保育料の減免規定の関係でございまして、小学校3年生以下のお子さんで、幼稚園に入っているお子さんもいれば、保育園に入っているお子さんもいらっしゃる。ここにありますような児童心理治療施設というところに入っているお子さんも、1人目、2人目、3人目とお子さんがカウントできる施設を列記しているものでございます。

○南教育長 そのほか、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 8 号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

○南教育長 続きまして、第 8 号議案「学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令」です。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 8 号議案、学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、本年 1 月から新たに妊娠・出産・育児休業・介護休業等に対するハラスメントについて、事業主に対し防止措置が義務づけされたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。また、パワーハラスメントの防止措置についても、同様に必要な改正を行うものでございます。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。第 11 条第 2 項と第 3 項においては、妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントの禁止について定めるものでございます。

次に、第 11 条第 4 項においては、パワーハラスメントの禁止について定めるものでございます。

この訓令は、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおり、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 このハラスメントを受けた人の救済措置というのは、文京区はどうなっているのでしょうか。

○教育指導課長 救済措置というか、今はセクハラ相談窓口が教育委員会にございますので、そちらにご相談いただいて、丁寧に対応しているというのが現状でございます。

○坪井委員 今後はセクシャルハラスメントではなくて、ハラスメント対応の窓口になるわけですか。

○教育指導課長 そのとおりでございます。この規定のとおり、ハラスメントということで、さまざまなものを包含してこれから規定していくという改正でございます。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第9号議案 文京区立図書館館則の一部を改正する規則

○南教育長 続きまして、第9号議案「文京区立図書館館則の一部を改正する規則」です。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第9号議案、文京区立図書館館則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、私のほうから概略をご説明し、後ほど真砂中央図書館長から詳細についてご説明申し上げます。

本案は、区民への円滑な資料提供を実現するため、区民優先制度を導入するに当たり、文京区立図書館条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。改正内容ですが、第6条では、個人貸出登録を区民と区民以外に分けて行うこと、また、貸出登録の有効期間を1年から2年に変更するものでございます。第7条では個人貸出登録の更新について、第8条では個人貸出登録の抹消について、それぞれ新たに定めるものでございます。第9条第1項では、貸し出し及び貸し出し予約の資料点数を変更するものでございます。第9条第2項では、区民登録者は、未所蔵資料の予約ができることを新たに定めるものでございます。第9条第3項では、区民以外の登録者は、新着資料の予約が1カ月間できないことを新たに定めるものでございます。

その他の条項につきましては、今回、本規則を見直したことに伴い、条項の繰り下げや文言の修正を行うものでございます。

この条例の施行期日は、平成29年4月1日でございます。

それでは、詳細について真砂中央図書館長からご説明いたします。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○真砂中央図書館長 今ございました図書館における区民優先制度についてご説明いたします。

現在文京区では、図書館サービス全般にわたりまして、区民の方と区民以外の方を区別しておりません。しかし、区民利用者の方々から、区民プレミアム付与について要望が寄せられていること

や、図書館サービス向上検討委員会から、区民優先の実施を適切に開始する必要があると提言をいただいております。これらのことから、区民へのスムーズな資料提供に結びつく仕組みづくりが必要と判断し、本年4月より実施するものです。

制度の概要ですが、新旧対照表7ページの裏面、参考資料としまして、チラシを添付しておりますので、こちらをご覧ください。区民優先制度としまして、開始するサービス内容をご説明いたします。チラシの下段にあります表の中をご覧ください。まず、貸し出しと予約資料の点数に差を設けることといたします。区民以外の利用者はおおむね区民利用者の半分といたします。例えば、書籍の貸し出しですと、区民利用者の方は1回で30冊まで借りることができます。これに対しまして、区民以外の利用者の方は半分の15冊までしか借りることができなくなります。

その横にあります未所蔵資料リクエストについてご説明いたします。この未所蔵資料のリクエストというのは、文京区で所蔵していない資料について、他の自治体より取り寄せて、利用者に貸し出す仕組みでございます。こちらの仕組みにつきましても、区民以外の利用者は使えなくなります。

最後に、新着資料の予約貸し出しに関しまして、これにつきましても、区民以外の利用者の方々は1カ月の間予約をすることができなくなります。

以上のように、サービスの一部に差を設けることで、区民利用者の方々に現在よりもスムーズに資料を提供できるものと考えております。

なお、この制度の対象となる区民の方々は、文京区在住、在勤、在学のいずれかに該当される方々となります。説明は以上です。

○南教育長 以上の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 今まで区外の方が利用されることによって、区民の方の円滑な利用が阻害されていたという実情があったんですか。

○真砂中央図書館長 実際に登録される区民の方と区民以外の方の割合は、区民の方が55%、区民以外の方が45%となっております。実際に、例えば新着資料等における、有名な『火花』ですとか、そういったものと、予約が100以上いくんですけれども、その中で半数以上が区外の方が予約をしているという状況になっております。そういったことによりまして、区民の方にそういった本の提供がより遅くなってしまうという実情がございます。

○教育推進部長 つけ加えると、今インターネットでの予約がほぼ9割近くになっております。以前は図書館にお越しをいただいて、予約登録を書いていたの登録になっていました。インターネットで遠くからでも資料が予約できるということになってくると、区民の方へのスムーズな貸し

出しができないというのが、この図書館貸し出しの検討委員会の中での1つの議論でした。特に本区の場合、新着資料だけではなくて、小石川図書館を中心として、レコードやCDといったものについても、例えば落語の資料については、非常に貴重な資料があって、なかなか売ってもいないし、探してもどこにもないというのが、貸し出しの対象となっています。そこについては、相当遠くの方でも、ファンの方は登録をされていて、区民の方になかなか順番が回ってこないという実態もございまして、そういったインターネット登録の実態等も把握をしながら、少しでも区民の方に資料をスムーズにご利用いただく形での改正をしていったほうがいいのではないかとご提言もいただきまして、今回相当周知期間を設けましたので、このような形で取り組んでいきたいと思っております。

○田嶋委員 区民の定義というのが勤務であったり、在学であったりということですが、その下に、「その他真砂中央図書館長が特に認めた者」とありますが、どんな方がいるんですか。

○真砂中央図書館長 今のところ特別な事例が実際にはないんですが、例えば、遠くの方で区民優先制度にどうしてもなじまない方というケースもある可能性がありましたので、一応例外的にこういった条項をつけております。実際に、今まで真砂図書館長が認めたというケースはございません。

○田嶋委員 そういう意味では、出入り禁止とか、区民であっても、そういうこともできるんですか。図書館長が来てほしくない人だとか、前にも何度も同じ規則違反をするとか、そういう人を出入りできないようにするということもできるんですか。

○真砂中央図書館長 実際に、例えば図書館の中で暴力事件を起こす、職員に対して暴力を働くという場合におきましては、一定程度ご利用を禁止するようなケースもあろうかと思いますが、そこまでに至ったケースは今までのところまだございません。実際に、そういった暴力まではいきませんが、職員に対して乱暴な発言をされるような利用者の方はいらっしゃいました。その場合は、館長のほうから嚴重注意という形を行っております。それによって、利用者の方は一定程度来館を控えたというケースはありました。

○田嶋委員 そういう人を排除できるとか、図書館の館則の中には記載されているのでしょうか。

○真砂中央図書館長 例えば、図書館の根拠法令であります図書館法にもそこまではうたってございません。また、館則の中にも、そういった利用に関して制限を設けるといったところまではしていませんが、図書館に関する法的な根拠のマニュアル、解説本によりますと、そういったこともできるという解釈にはなっております。

○清水委員 ほかの区でもこのような形で、区民ファーストの形態をとっている図書館というのは

あるんですか。

○真砂中央図書館長 現在のところ、区民の方と区民以外の方を分け隔てなくやっているところが、23区中、文京区を含めて3区だけです。ほかの20区につきましては、例えば登録に制限を設けるとか、利用者の数を変えるとかということで、何らかの区別を図っております。

○清水委員 時代の流れということですかね。あとは、在住、在学、在勤で、移動の後の期間、かなり速やかにそういった手続がとれるかどうかというのをお聞かせいただきたい。

○真砂中央図書館長 こちらの区民優先制度を始めるに当たりまして、区民と区民以外の方、当然、図書館システム上データを取り込まなければいけませんので、昨年10月よりこのチラシを配布しまして、区民の方に周知を進めております。それと同時に、区民登録というんですかね、証明書を持ってきていただきまして、利用者登録カードにそういったデータを入力しております。

○清水委員 その場でも証明書さえ持っていれば、変更可能ということですか。

○真砂中央図書館長 お見込みのとおりでございます。

○清水委員 もう1つ、これは全年齢的なものだと思いますが、小児あるいは中高生ぐらいまではそういったものはなしといったディスカッションはございませんでしたか。

○真砂中央図書館長 一応中学生までは学生証がありますので、中学生まではそういった証明書を見せていただきます。小学生以下のお子さんに関しましては、今まで新規登録の場合は保護者の方と一緒に来ていただくのですが、それ以外の場合については何ら証明書は求めてはございません。

○田嶋委員 外国籍もしくはツーリストの人たちに対する対応は何か考えているんでしょうか。

○真砂中央図書館長 ほかの23区でも同じようなことがあります、あくまでも日本国籍の方を対象として、こちらの貸し出しや何かはさせていただいております。

○坪井委員 在住でもいいんですか。

○真砂中央図書館長 図書館法ですとか館則の中にあります日本国籍ということで、在住の方に関しましては、貸し出しは利用の範囲には含めておりません。あくまで日本の国籍ということでやらせていただいております。

このことにつきましては、若干私のほうでもう一度帰ってから、日本在住に関しましては多分大丈夫じゃなかったかとは思いますが、調べてから再度お答えさせていただきます。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第3 報告事項

(1) 平成29年度文京区教育委員会主要施策について

○南教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。「平成29年度文京区教育委員会主要施策について」です。説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号、平成29年度文京区教育委員会主要施策について、ご説明いたします。

主要施策は、教育振興基本計画に位置づけられた施策等を着実に実施するため、各年度に教育委員会及び学校・園が推進すべき施策を定めた単年度計画です。

平成29年度は、平成26年3月に作成いたしました5カ年計画の教育振興計画の実質4カ年目に当たります。主要施策の設定に当たりましては、事業実施の翌年度に実施する教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価との関係性を明確にしながら、教育振興基本計画に定めた3つの視点の体系に沿った形で選定いたしました。

それでは、その主な施策についてご説明いたします。

まず、視点1「学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」についてでございます。①「確かな学力の定着」については、区内大学との共同による科学教室の実施などを通して、児童・生徒の自然科学に対する豊かな感性や創造性、科学的な見方や考え方を育むものでございます。また、②「豊かな人間性の育成」につきましては、外国人英語指導員を活用した指導等により、外国の言語や文化について、体験的に理解を深め、国際理解教育の充実を図るものでございます。

2ページをご覧ください。⑤「特別支援教育」では、全ての区立小学校に特別支援教室を開設し、通常の学級に在籍する特別な配慮が必要な児童に対し支援の充実を図ります。

続いて視点2でございます。①「家庭・地域と連携した学校・園づくり」では、区内大学・企業・NPO等の高度な専門性などを活用した質の高い教育環境の提供を図るとともに、学生のキャリアアップを支援します。

視点3「子どもの学びを保障する教育環境」では、①「教員の資質向上、教育に専念できる工夫」においては、区立小・中学校の校務支援システムについて、平成30年度を目途に新たな校務支援システムに更新するため、その検討を進めてまいります。3ページをご覧ください。③「子どもたち

の課題に対する専門的アプローチ」においては、乳幼児期のごく早期から子どもの育ちと親の子育てを支援するため、専門家チームが保育園・幼稚園等を訪問し、専門的発達支援を行うことで、子どもの社会的スキルの獲得や親の育児スキルの向上を図ってまいります。⑤「学校施設等の整備」では、誠之小学校の改築工事に加え、明化小学校及び柳町小学校については、それぞれ隣接の明化幼稚園及び柳町こどもの森との一体的な改築を行うため、実施設計を進めてまいります。

このほか、教育振興計画に記載されていない分野の図書館についても、1項目を主要施策として選定しているところでございます。説明は以上でございます。

○南教育長 この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 3ページの③「子どもたちの課題に対する専門的なアプローチ」というところで、ちょっとすぐ名前が出てこないけれども、何か特別な名前をつけたんでしょう。

○教育センター所長 スタートینگ・ストロングです。

○坪井委員 スタートینگ・ストロング、そのことなんですね。

○教育センター所長 これは来年度から新たにやります文京区版のスタートینگ・ストロング・プロジェクトのことでございます。

○坪井委員 この間のブロック協議会でも、他区の方たちがとても興味を示されたんです。スタートینگ・ストロング施策。もうちょっと内容を詳しく教えていただければと思ったんですけども、ご説明いただけますか。

○教育センター所長 教育センターのほうで、今までも発達障害のお子様を通年とか個別療育で療育をいたしておりました。そういう子たちもいるんですけども、発達障害で目に見えるお子様はいいんですけども、目に見えないというか、発達に問題があるようなお子様というのはよくわかりません。今度はその発達障害に絞らないで、保育園とか幼稚園、児童館に、うちにいます心理職また作業療法士等がじかに出かけていきまして、園全体のお子さんの育ち、遊びを通した体感の訓練とか、いろんなものに触れたりする遊びを通して発達を促していく。また、お子様の育てに苦手意識を持っている保護者の方がいらっしゃいますので、その保護者、幼稚園、保育園の先生方も含めまして、お子様の育ちを専門的な視点から全体的に底上げしよう、そのような事業になります。

○坪井委員 個別の子どもさんに派遣するというよりも、園全体に対して働きかけるという感じなんですか。

○教育センター所長 個別の対応もいたしますけれども、どちらかというと全体の底上げということに視点を置いてやっていく事業になります。今までは発達障害を持ったお子様をメインにしてい

たんですけど、これからはそうならないような予防をメインにやっていく事業になります。

○南教育長 そのほか、ご質問等ございますか。

○清水委員 ③の「健康・体力の増進」で、「学期ごとに1回『和食の日』を取り入れ、全校統一献立を実施し、食材や食文化について学ぶ機会を増やす」ということですね。和食の重要性は言われて久しいわけですが、学期ごとに「和食の日」で学ぶ機会を増やすというのは、まだ少ないような気がします。これはあくまでも全校統一ということで1回ということですかね。

○学務課長 「和食の日」を学期ごとに1回ということでやっていきます。こちらについては、清水委員おっしゃるようにもうちょっとやったほうがいいのかなどというのにも確かにありますが、食育全体としましては、このほかにも随時やっているところがございます。今回この「和食の日」というのは、和食について子どもたちによく理解していただくということもありますし、通常の給食よりも少しグレードアップして、こちらからも食材費についても支援させていただくものとか、また和食を味わっていただくのにあわせて、年3回の「和食の日」のイベントのときには牛乳にかえてお茶を提供して、合わせてみましようとか、そういった観点で和食文化について食べながら子どもたちに学んでいただく機会ということで企画しているものでございます。和食自体、特に米飯については、週5回のうち3.5回ぐらい取り入れたいとか、かなり和食の割合が高くなってきております。こういった形での伝統的なものも少し取り入れてプッシュしていこうという形で考えております。

○清水委員 イベント的なことということですね。

○坪井委員 そういう日は牛乳も出さないみたいな感じですか。

○学務課長 年3回の「和食の日」のイベントについては、統一献立と合わせまして、基本的に牛乳にかわってお茶を出していこうという形をとっております。ちなみに今年度も、プレイベントとして昨年11月24日、これが和食の日ということもあったものですから、魚沼のお米を味わうイベントという形で牛乳にかえてお茶を試験的に出したということもございます。

○南教育長 そのほか、質問等ございますでしょうか。よろしければ、次の報告事項に移ります。

(2) 平成29年度学校(園)給食調理業務の委託事業者について

○南教育長 報告事項(2)「平成29年度学校(園)給食調理業務の委託事業者について」です。説明をお願いいたします。

○学務課長 資料第2号に基づきまして、29年度学校(園)給食調理業務の委託事業者について、

ご報告申し上げます。

まず、Ⅰの「事業者の選定について」でございます。今回の選定対象校につきましては、同一事業者で委託後5年を経過した学校と、次年度継続辞退の申し出があった学校ということで合計6校でございます。

選定方法につきましては、選定委員会で各学校の候補事業者を3校選出しまして、学校ごとに設定した選定部会で1事業者を選定するという運びでございます。

選定委員会の構成については、教育推進部長以下記載のとおりでございます。

選定結果については、4の表のとおりございまして、明化小学校については東京天竜、以下記載のとおりでございます。今回、明化小学校、第三中学校、第八中学校については新たな事業者を選定させていただいたところでございます。

Ⅱの「継続委託校について」でございます。こちらについては、今回の選定対象校以外の学校につきまして、各学校からの評価結果に基づきまして、引き続き現在の事業者で継続することが適当という形の判断をしたものでございます。

こちらについては以上でございます。

○南教育長 本件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○清水委員 今回、新規で選定されたところは、いずれもこれまでに実績のあるところだと思います。全く新しいところにもお声がけをしているということでもよろしいんですか。

○学務課長 今回の募集に当たっては、ホームページ等でご案内しておりますし、基本的にはオープンな形での公募になっていますので、全体で19の事業者から応募をいただいています。その中には文京区の実績がないところも幾つか手を挙げていただいておりますし、また、それぞれ各学校の部会での2次審査、選定部会のところでもそういう業者さんも一定入っているところがございます。結果的には、今回、新規と書いてある事業者も含めて全てが文京区での実績のある事業者という形にはなっております。

○南教育長 そのほか、ご質問等ございますでしょうか。よろしければ、次の報告事項に移ります。

(3) 平成28年度文京区教育研究奨励費受給者の決定について

○南教育長 報告事項(3)「平成28年度文京区教育研究奨励費受給者の決定について」です。ご説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、資料第3号によりまして、平成28年度文京区教育研究奨励費受給者の

決定につきまして、ご説明いたします。

文京区教育研究奨励事業実施要項に基づきまして、区立幼・小・中学校の教職員で優秀な研究成果を上げた者に対して、グループ奨励として石黒教育研究奨励費、個人奨励といたしまして丹羽教育研究奨励費を授与するものでございます。本日は、概要のみご紹介させていただきたいと思えます。

まず、石黒教育研究奨励費です。受給者は、文京区立誠之小学校長・西田義貴先生他 11 名のグループです。

主題は、「江戸東京野菜の栽培を通じた食育教育の推進」です。本研究では、江戸東京野菜の栽培を通して江戸時代から伝わる伝統的な野菜の継承と、児童の食に対する興味・関心の向上をねらいといたしています。

江戸東京野菜研究会や J A 中央、東京などの協力によりまして、種や苗を入手し、栽培は委員会活動を通して児童が行いました。中でも練馬大根はたくさん収穫することができ、給食で練馬大根を使った料理を提供することができたと伺っております。

児童は、江戸東京野菜の栽培を通して江戸時代から伝わる伝統的な野菜への理解が深まり、野菜を栽培することの大変さと収穫の喜びを味わうことができました。

続いて、丹羽教育研究奨励費です。受給者は、明化小学校齋藤道子副校長です。『「特別の教科 道徳」の特質を踏まえた「道徳的資質・能力」を育む授業改善』、サブテーマといたしまして、「総合単元的・課題探究型の道徳の授業」です。

本研究では、道徳をアクティブラーニングの視点に基づいて授業改善を図りました。具体的には、道徳を単元・探究型の学習として単元を構成し、実践をしたと伺っております。

事例として、3 時間扱いで、第 1 時で、思いやりについてさまざまな視点から考え、第 2 時では、読み物資料を通して思いやりについて考え直す、第 3 時では、読み物資料を通して思いやりについて議論し、考えを深めるという流れで実践しております。

次期学習指導要領実施に向け、このような課題探究型の道徳授業の実践が区内に広がることを期待できる、そういった研究でございます。なお、2 月 27 日に授与式を行う予定です。

報告は以上でございます。

○南教育長 本件につきまして、ご質問がございましたら、お願いいたします。

○清水委員 ちょっと聞いただけでも大変すばらしい研究のように思いますが、公募で選択しての今回の決定なんでしょうか。

○教育指導課長 それぞれ研究はグループ、個人でやっている部分もあると思いますが、今回、応募があったもので、特に内容もすぐれているということで決めさせていただきました。

○清水委員 公募ということで、幾つも来て、それで選択したというわけではない？

○教育指導課長 実際にはそれぞれ1つずつが今年度の応募でございましたけれども、内容的にもすぐれているということで選定させていただきました。

○坪井委員 これ、奨励費となっています。奨励賞なんですか。奨励費なんですか。つまり、経費がかかった分についての費用を払ってあげる、そういう意味ですか。

○教育指導課長 これは奨励費でございます。グループは10万円、個人は5万円。これは基金から毎年支出しております。

○南教育長 そのほかございませんか。よろしければ、次の報告事項に移ります。

(4) 学校運営協議会設置校の指定について

○南教育長 次の報告事項に移ります。報告事項(4)「学校運営協議会設置校の指定について」です。説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、資料第4号によりまして、学校運営協議会設置校の指定について、ご報告いたします。

本件は、文京区学校運営協議会規則及び文京区学校運営協議会の運営等に関する要綱に基づきまして、来年度から新たに2校の指定を決定いたしましたので、ご報告いたします。

まず、学校運営協議会設置校、いわゆるコミュニティースクールと呼ばれるものですが、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりするといった取組が行われる学校のことをいいます。

主な役割といたしましては、校長の作成する学校運営の基本方針を承認する、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べる、教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べられるの3つがございます。これらの活動を通じまして、保護者・地域の意見を学校運営に反映させ、学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりを進めていくものです。

今回、駒本小学校及び第九中学校の2校から申請がございました。申請のあった2校は、文京区教育委員会としても、学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりをさらに進めていきたい方針です。

したがって、現在指定している誠之小学校、本郷小学校、音羽中学校の3校に加えまして、

申請のあった駒本小学校及び第九中学校も指定することといたしました。報告は以上でございます。

○南教育長 本件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 今おっしゃったような委員の方からの校長の方針に対する意見とか、教員の任用についての意見具申というのは、具体的に行われてきていて、それが活かされているのでしょうか。

○教育指導課長 まず、校長の学校運営に関する方針については、大体毎月会議が開かれておりますけれども、例えば年度当初の会の折に、校長の方針に対して承認をする、また意見を述べ、その後の教育活動に活かされていると確認しております。

また、教職員の任用につきましては、県費の教員なものですから、東京都にコミュニティースクールの公募というのがございまして、公募に他地区から応募があり、そして文京区のコミュニティースクールの教員に来年度予定する教員も、本年度いますので、そういった意味では、この制度を生かしたさまざまなおよさが今あると受けとめております。

○南教育長 そのほか、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

第4 その他の事項

○南教育長 以上で用意した案件は全てでございます。そのほか、何かございますでしょうか。

○真砂中央図書館長 先ほど図書館における区民優先制度について、田嶋委員からご質問いただきました。外国籍の方の貸し出しは、調べまして、外国籍の方でも、日本に住所を有していれば貸し出しは可能ということです。訂正させていただきます。

○南教育長 そのほか何かございますでしょうか。

「閉 会」

○南教育長 それでは、第2回定例会はこれをもって終了させていただきます。

(14 : 51)

平成 29 年 2 月 7 日

議事録署名人

教育長

委員